

令和元年度税制改正～所得税～

仮想通貨に関する所得税の課税関係の整備

令和元年度税制改正により、仮想通貨に関する所得税の課税関係の整備がされました。その改正内容についてお知らせいたします。

仮想通貨に関する所得税の課税関係の整備

仮想通貨に係る措置が次のとおり創設されました。

- (1) 居住者の仮想通貨につき事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年 12 月 31 日において有する仮想通貨の価額は、
その者が仮想通貨について選定した評価の方法（総平均法又は移動平均法）により評価した金額
（評価の方法を選定しなかった場合等には、総平均法により評価した金額）とするほか、
仮想通貨を棚卸資産の範囲から除外する
など、所要の整備が行われました。
- (2) 棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入について、その対象となる棚卸資産に準ずる資産に、仮想通貨が加えられました

《適用関係》

上記（1）の改正は、令和元年分以後の所得税について適用されます。

なお、評価方法の選定に関して、平成 31 年 4 月 1 日に現に仮想通貨を有する個人については、同日にその仮想通貨を取得したものとみなす一定の経過措置が講じられています。

上記（2）の改正は、令和元年分以後の所得税について適用されます。